

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	
共 第 117 号	第2種共同漁業	いそ刺網漁業	1月1日から12月31日まで	旧津名郡淡路町・旧津名郡北淡町から淡路市野島暮浦大石に至る間の地先	
				漁場の区域	
				次の点のうちA、ア、イ、ウ及びCを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 最大高潮時海岸線における旧津名郡淡路町・旧津名郡北淡町界 B 淡路市野島江崎梶取の鼻 C 淡路市野島暮浦大石波止の東にある大石 ア Aから337度1,000メートルの点 イ Bから312度1,000メートルの点 ウ Cから312度1,000メートルの点	淡路島岩屋漁協 富島漁協

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付記
制限又は条件

-

免許番号 共第117号

漁場の位置 旧津名郡淡路町・同郡北淡町から淡路市野島墓浦
大石に至る間の地先

漁場の区域 次の点のうちA、ア、イ、ウ及びCを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

点の位置

A 最大高潮時海岸線における旧津名郡淡路町・同郡北淡町界

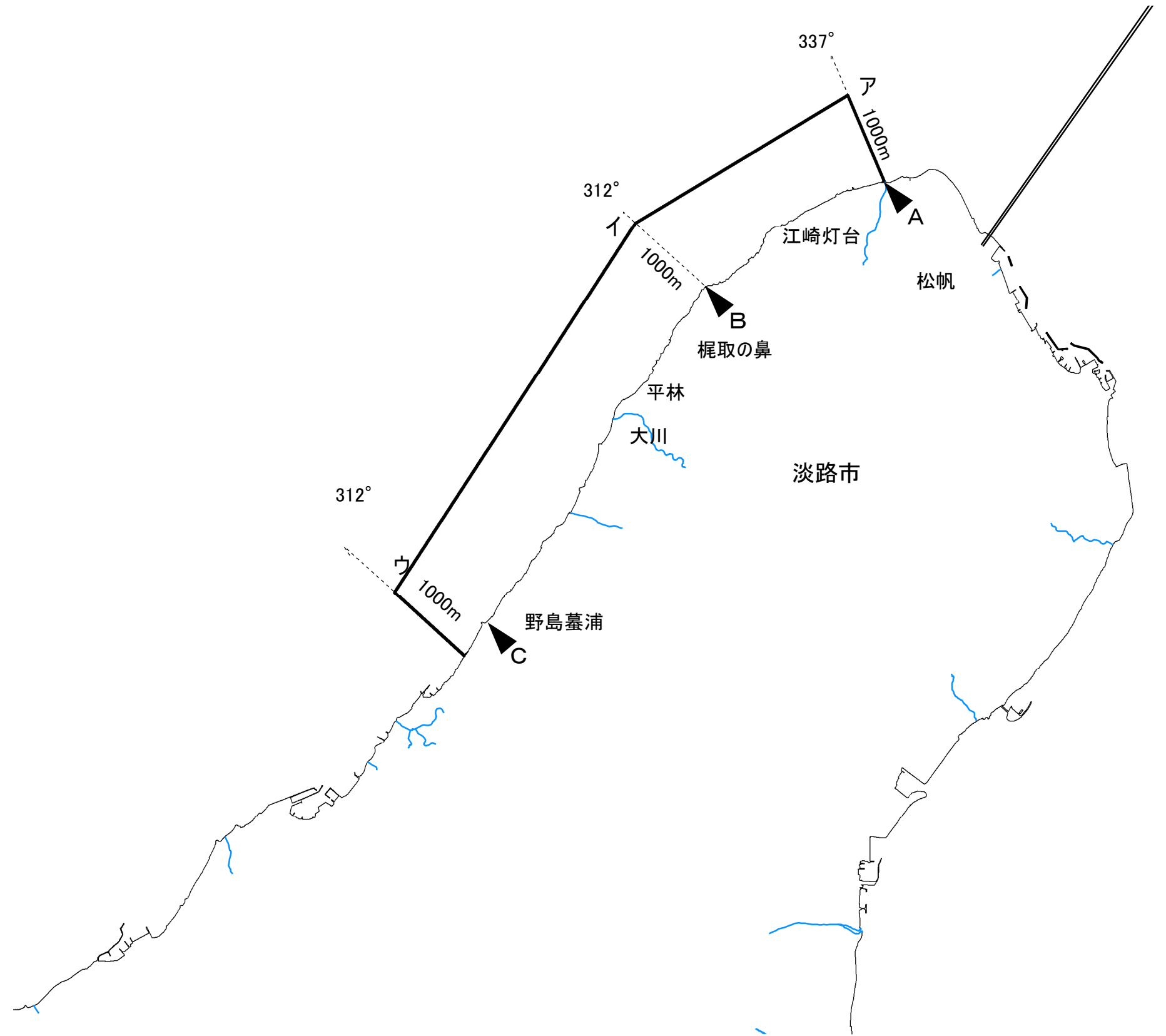
B 淡路市野島江崎梶取の鼻

C 淡路市野島墓浦大石波止の東にある大石

ア Aから337度1,000メートルの点

イ Bから312度1,000メートルの点

ウ Cから312度1,000メートルの点



平成25年9月1日 免許
共第117号漁場

